

国民健康保険（国保）の資格異動、退職者医療制度の届け出をしてください

【資格異動の届け出】

届け出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

加入している医療保険が変わった方は14日以内に市役所へ届け出をお願いします。

■国保資格ができるとき

○国保の資格を有する方が西条市に転入したとき（転入時にお申し出ください）

○退職などで、職場の健康保険をやめたとき（社会保険喪失証明が必要です）

○健康保険の扶養家族でなくなったとき（社会保険喪失証明が必要です）

■国保資格がなくなる時

○市外へ転出したとき（西条市で使用していた保険証を西条市役所へ必ず返却し、転入先で新しい保険証の交付を受けてください）

○就職などで、職場の健康保険などへ入ったとき（加入している社会保険証原本が必要です）

○死亡したとき
○学校に通うため、市外に住

所を移している学生が卒業したとき

■住所地特例を受けるとき、更新するとき

○学校に通うため、市外に住所を移している学生（在学証明書が必要です）

○市外の福祉施設に入所している方（在所または入所証明書が必要です）

【退職者医療制度の届け出】

国保退職者医療への届け出をする時、国保医療費が軽減され、国保負担の抑制につながります。

※保険証に④の印がある方は届け出の必要はありません。

■退職者医療制度の対象者 次の条件のすべてに該当する方とその被扶養者です。

○65歳未満の国保加入者

○老齢年金、通算老齢年金、老齢厚生年金などの厚生年金または退職共済年金などの各種共済組合の年金を受給している方で、それらの加入期間の合計が20年以上ある方（国民年金の加入期間を除きます）

■届け出に必要なもの
年金証書、印鑑（スタンプ
印不可）、国民健康保険証（被

扶養者がいれば、その方の保険証も必要です）

【問合せ】

○市庁舎新館1階
市民生活課 市民係
TEL0897-52-1211

○各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

70歳から74歳の方へ、医療費の窓口負担割合が変わります

4月から、70歳から74歳の方の医療費の窓口負担割合が次のように変わります。

■平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降）

70歳の誕生日の翌月診療分から、窓口負担が2割になります（誕生日が各月の1日の方はその月から）。

○平成26年4月2日から5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月診療分から2割負担。

※一定以上の所得がある方は、これまでどおり3割負担。
※窓口負担には毎月の負担上限額が定められています。70歳から2割負担となる方

は69歳までと比べて上限額が下がります。

■平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日以前）

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

※一定以上の所得がある方は、これまでどおり3割負担。

■問合せ

○市庁舎新館1階
国保医療課 国保係
TEL0897-52-1447

○各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

ごみはルールを守って正しく出しましょう。指定ごみ袋・粗大ごみ処理券の配布

平成26年度1年分の指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、1年分を一括無料配布します。

「指定ごみ袋引換券」が届いた方は、引換券を持って、6月30日(月)までに担当課へ受け取りにお越しください。

7月以降の配布は、段階的に枚数が減少します。
西条市に住民登録をしてい

ない方や事業所には無料配布を行っていません。担当課で、ごみ処理手数料（1枚につき100円）をお支払いください。

■配布枚数（全世帯一律）

○もえるごみ指定袋（大）110枚
（袋が不足する5人以上の世帯には、世帯人数に応じた追加配布できます）

○もえないごみ指定袋（大）20枚

○粗大ごみ処理券

10枚
■中袋への交換
もえるごみ袋は大から中へ交換できます。ご希望の方は担当課までお持ちください。

■ごみ袋の引き取り
指定ごみ袋が余っている場合は、担当課へお持ちいただければ引き取ります。年間の使用枚数が配布枚数以内に収まるよう、ごみの減量化・資源化にご協力ください。

■問合せ
○市庁舎新館2階
環境衛生課 廃棄物対策係
TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課
生活環境係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）